

高知市行政不服審査会事務処理要領（平成 29 年 1 月 19 日制定）本則 改正案

現行	改正案
<p>(諮問を要しない場合の意見の通知)</p> <p>第 11 条 審査会は、合議体が、当該合議体に係属している審査請求に係る事件が法第 43 条第 1 項_____に該当する旨の決定をしたときは、様式第 4 号の書面により、審査庁にその旨を通知する。</p>	<p>(諮問を要しない場合の意見の通知)</p> <p>第 11 条 審査会は、合議体が、当該合議体に係属している審査請求に係る事件が法第 43 条第 1 項各号のいずれかに該当する旨の決定をしたときは、様式第 4 号の書面により、審査庁にその旨を通知する。</p>

【現行】

様式第4号（諮問を要しない旨の審査会意見の通知）

（文書番号）
年 月 日

高知市長 様

高知市行政不服審査会
会長

諮問事件に係る意見について（通知）

当審査会において下記1の諮問事件について調査審議しているところですが、
下記2のとおり当該事件に対する意見を通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号： 年度高行審諮問第 号

事件名：

2 意見の内容

当該諮問事件につき、行政不服審査法第43条第1項に規定する諮問をしなければならぬ場合に該当しない。

（理由）

当該諮問事件は、・・・・・・であり、**行政不服審査法第43条第1項**に該当すると認められるため。

【改正案】

様式第4号（諮問を要しない旨の審査会意見の通知）

（文書番号）
年 月 日

高知市長 様

高知市行政不服審査会
会長

諮問事件に係る意見について（通知）

当審査会において下記1の諮問事件について調査審議しているところですが、
下記2のとおり当該事件に対する意見を通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号： 年度高行審諮問第 号

事件名：

2 意見の内容

当該諮問事件につき、行政不服審査法第43条第1項に規定する諮問をしなければならぬ場合に該当しない。

（理由）

当該諮問事件は、・・・・・・であり、**行政不服審査法第43条第1項第○号**に該当すると認められるため。

(参考) 行政不服審査法抜粋

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

二 裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合

三 第四十六条第三項又は第四十九条第四項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合

四 審査請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関（以下「行政不服審査会等」という。）への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）

五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

六 審査請求が不適法であり、却下する場合

七 第四十六条第一項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は第四十七条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

八 第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。

3 第一項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。